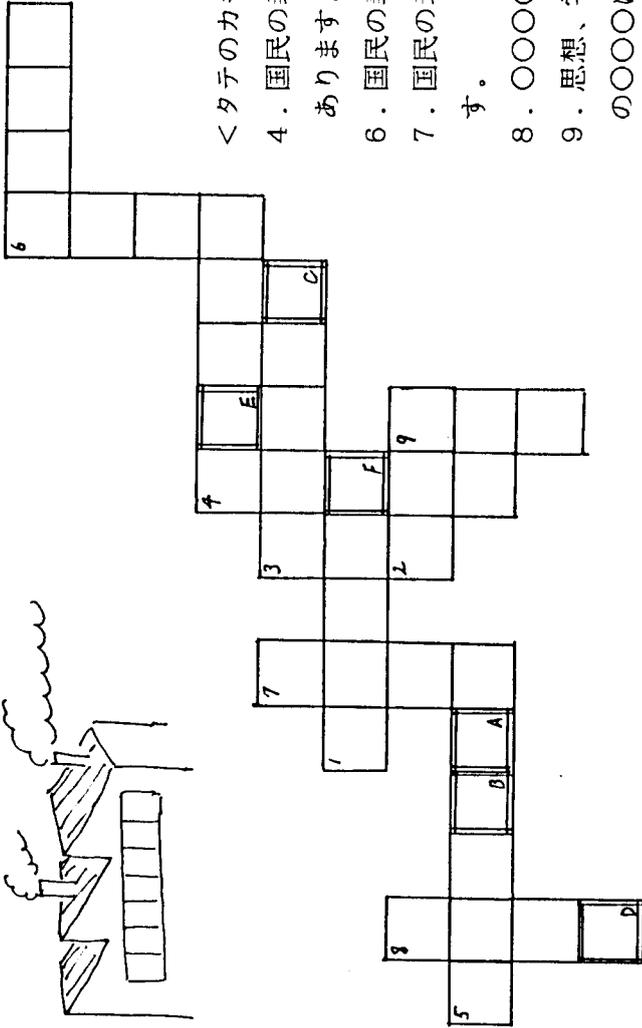
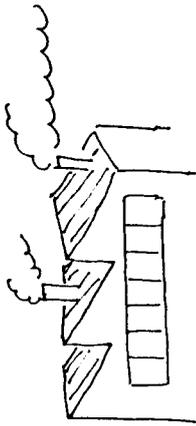


国民の権利と義務

スケルトン

6年組 ()



<タテのカギ>

4. 国民の義務の1つです。親が子供に○○○○○を受けさせる義務があります。
6. 国民の義務の1つです。○○○○義務が国民にはあります。
7. 国民の義務の1つです。○○○○をおさめる義務が国民にはあります。
8. ○○○○を受ける権利は「請求権」とも呼ばれます。
9. 思想、学問、宗教、結婚、言論や集会、住居や移転、職業選択などの○○○○は憲法で保障された国民の権利です。

<ヨコのカギ>

1. 国民の基本的人権は憲法第11条で、「おかしことのできない○○○の権利」として定められています。
2. ○○○に参加する権利は「参政権」とも呼ばれています。
3. 男女の○○○○も憲法に定められた権利です。
4. 子供たちには○○○○を受ける権利があります。
5. 健康で文化的な生活を営む権利を○○○○○といっています。
6. 国民には、仕事について○○○○権利があります。

